平成２７年（フ）第１５０７号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原115―１
破産者　株式会社ジョイント36プラン
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５３７号
福岡県大野城市南ケ丘４丁目８番１号
破産者　株式会社宝満運輸
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６６号
福岡市中央区薬院４丁目18番36号
破産者　ネクストグループ株式会社
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７８号
佐賀県小城市小城町867番地
破産者　有限会社オリテク
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
沖縄県那覇市奥武山町26番地10
破産者　株式会社沖縄青果
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１７号
沖縄県那覇市牧志２丁目13番12号　ＴＫハイム202、開始決定時の住所沖縄県那覇市牧志２丁目16番25―405号　ライオンズシティ牧志
破産者　宮城　　準
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３４８号
札幌市中央区南６条西８丁目３番３号
破産者　株式会社Ｉ・Ｎ・Ｅ
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６０号
札幌市豊平区美園９条７丁目１番６号
破産者　有限会社サカモト・マテリアル
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３５号
宮城県名取市飯野坂１丁目３番６号
破産者　有限会社アメニティジャパン
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
愛知県蒲郡市大塚町柴垣190番地
破産者　丸佐フード株式会社
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３６５号
兵庫県姫路市砥堀184番地１
破産者　有限会社さくら工芸姫路店
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４２３号
福岡県筑紫野市二日市中央４丁目３番18号
破産者　森松　安雄
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３６号
福島県本宮市本宮字栄田66番地の３
破産者　株式会社タチカワ
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1053番地1598
破産者　株式会社エイワンサービス
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３４５号
横浜市磯子区杉田坪呑２番２―703号
破産者　有限会社山口商会
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６６号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目10番18号
破産者　株式会社戸辺工業
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９１０号
横浜市南区永田東１丁目６番30―206号
破産者　有限会社扇商工
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３号
新潟県上越市南本町３丁目５番１号
破産者　株式会社植木電化センター
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２３７号
愛知県犬山市大字橋爪字地蔵下52番地の１
破産者　吉田運輸株式会社
１　決定年月日　平成28年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４９３号
大阪府高槻市南芥川町21―３―1210、開始決定時住所静岡県焼津市焼津１丁目４番22号メゾンアルファ503
破産者　大河貴美枝
法定代理人成年後見人　杉本　直人
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２３号
静岡市駿河区西島123番地の１　アヴァンツァート305号、旧住所仙台市青葉区旭ケ丘３丁目26番32―301号
破産者　米持　貴司
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部